

県（国）への情報提供の状況について

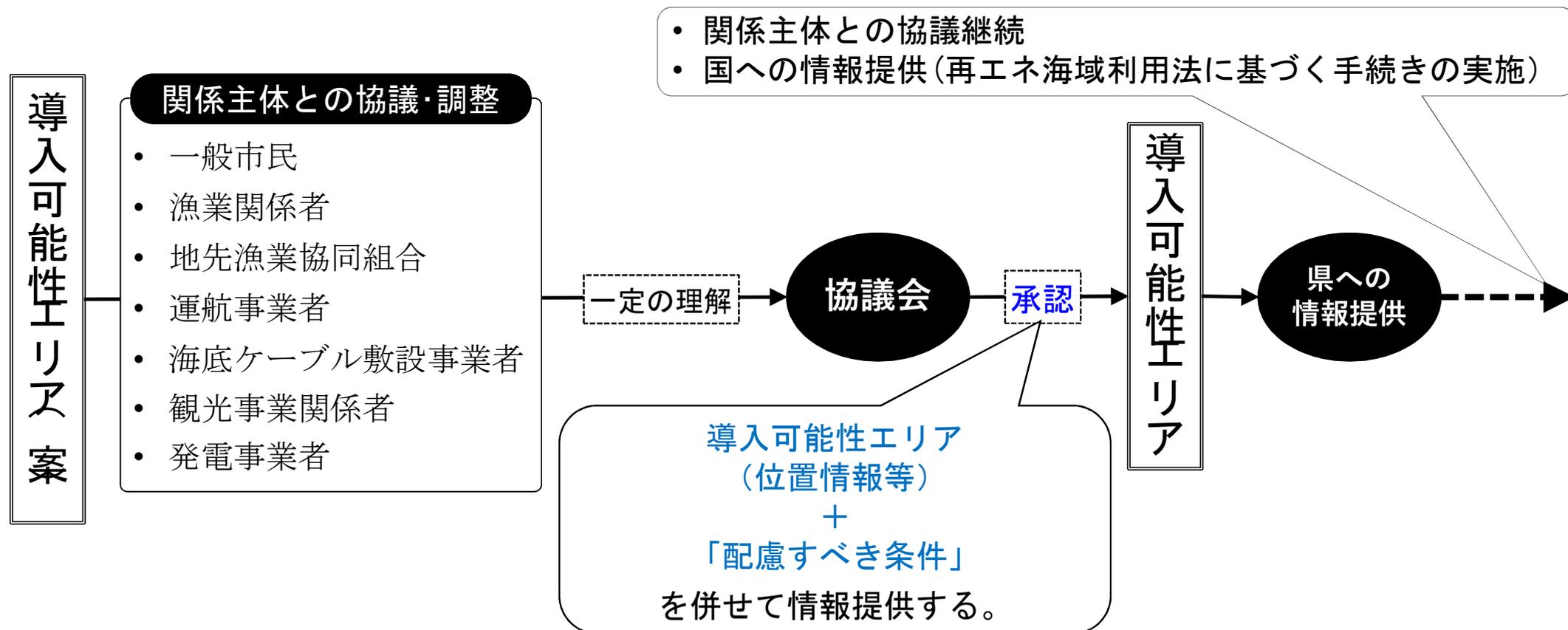
—目次—

- | | |
|-----------------------|----|
| 1. 県への情報提供までの流れ | p1 |
| 2. 市から県への情報提供後の状況 | p8 |
| （参考）洋上風力発電導入までの流れについて | p9 |

吉 岐 市

令和4年度第3回検討協議会での承認内容

- 関係主体との協議・調整の結果、検討の継続を望む声が多数聞かれた。
- 洋上風力発電導入の可能性を残し、今後も検討を継続していくには、県への情報提供が必要。
- 関係主体との協議等において示された意見等をまとめた「配慮すべき条件」を付したうえで、導入可能性エリアを本市の総意として、県へ情報提供することについて、検討協議会で承認。

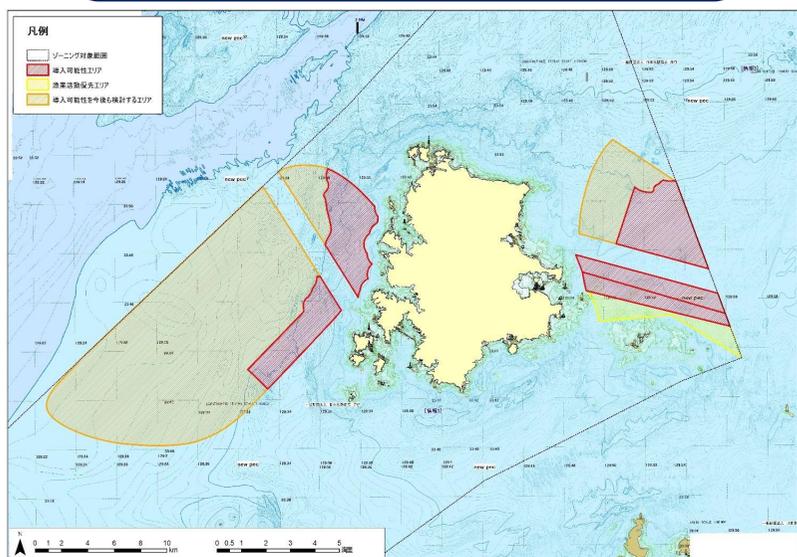


■ 県への情報提供の内容

- 導入可能性エリアには依然として課題が残されており、実際の事業実施に際しては、先行利用や環境への配慮が求められる。
- よって、県への情報提供の際には、導入可能性エリアの位置情報とともに、当該エリアに洋上風力発電を導入する際に配慮すべき条件を提示する。

検討協議会で承認された内容

導入可能性エリア (位置情報)



配慮すべき条件

- 漁場利用への配慮
- 船舶航行への配慮
- 海底ケーブルへの配慮
- 国防施設等への配慮
- 景観への配慮
- 鳥類の生息環境への配慮

県への
情報提供

■ 導入可能性エリア

- 壱岐市周辺海域の5箇所を導入可能性エリアとする。

導入可能性エリア③

エリアの範囲：26.7km²

導入可能性エリア②

エリアの範囲：13.6km²

導入可能性エリア④

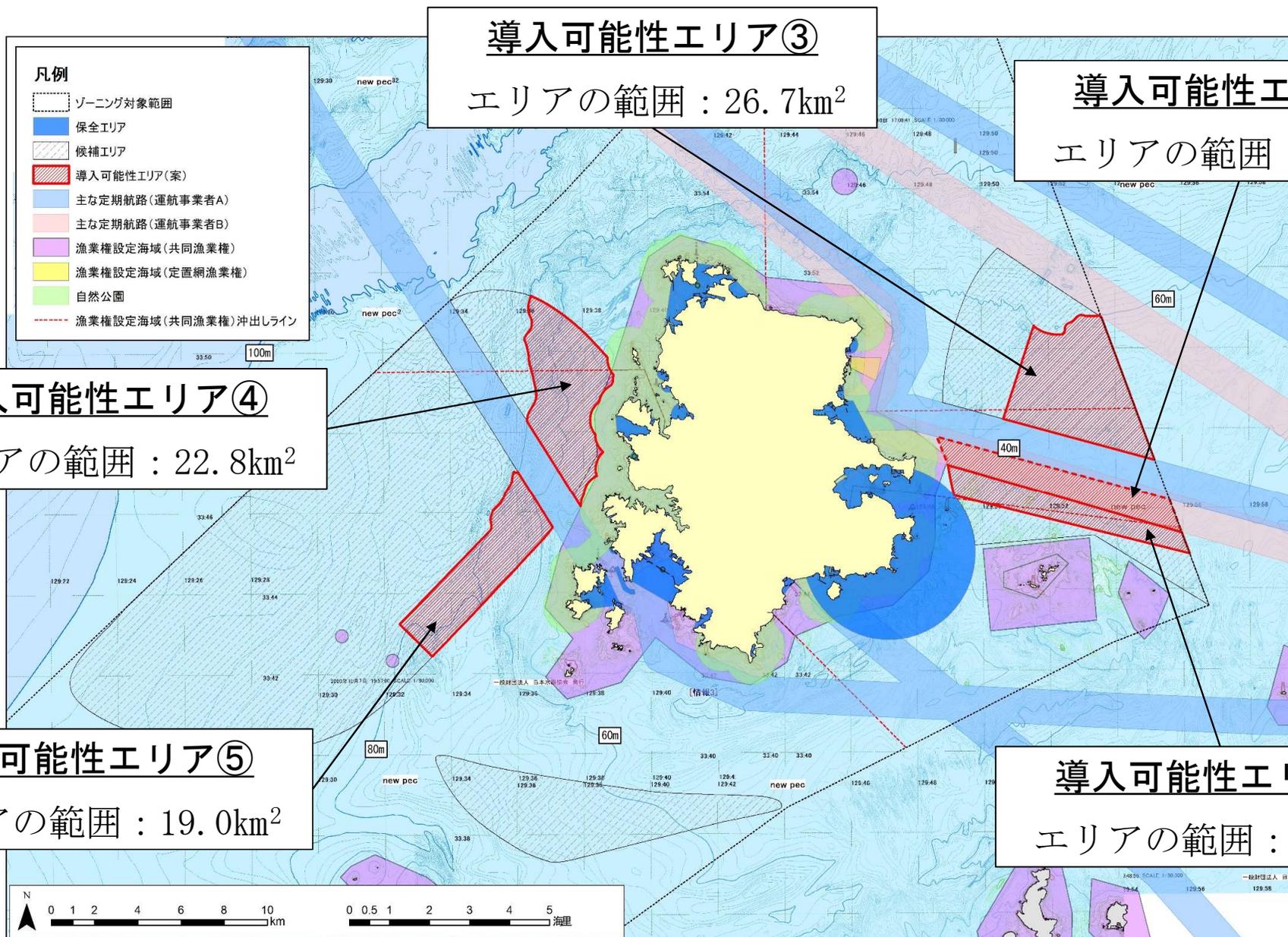
エリアの範囲：22.8km²

導入可能性エリア⑤

エリアの範囲：19.0km²

導入可能性エリア①

エリアの範囲：12.0km²



■ 配慮すべき条件

- 関係主体との協議・調整を基に、導入可能性エリアにおいて洋上風力発電の導入を検討する際に配慮すべき条件を整理。
- 県への情報提供時には導入可能性エリアと併せて提示する。

区分	配慮すべき条件
漁場利用への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 当該海域の漁業実態に応じた適切な措置を講じることで、現行の漁場利用への影響を最小限に抑えること。 風車の建設により、現行の漁業の継続が困難になった場合には、影響の程度に応じた適切な対応が実施されること。
船舶航行への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 航行安全の確保が可能な航路幅員を確保すること。 航行のリスクや運航事業者の負担が増加しないよう十分配慮すること。
海底ケーブルへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> 海底ケーブルと接触、干渉が生じないよう適切な措置を講じること。 メンテナンス作業に必要な範囲に風車に係る構造物を設置しないこと。
国防施設等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 風車の存在が、国防施設等の機能に支障を生じさせないこと。
景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 新たな景観資源としての側面と、従来の自然的な景観への影響としての側面の両面から、地域にふさわしい風車景観の在り方を検討すること。
鳥類の生息環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施海域において、さらに詳細な生息状況及び渡りルートを把握するとともに、必要に応じて適切な保全措置を検討すること。

■ 防衛関係機関との個別調整

- 壱岐市周辺海域への風車の設置により、影響を受ける可能性のある防衛関係機関（全3団体）に対しヒアリングを実施した。
- ヒアリングでは、暫定的な風車規模及び配置を設定し、当該条件において防衛施設等への想定される影響及びその範囲について意見を求めた。

【防衛関係機関の主な意見】

航空自衛隊（海栗島分屯基地）	• 今回提示された風車配置に関して、 <u>訓練等に支障は無いと判断している。</u>
海上自衛隊（壱岐警備所）	• 洋上風力施設等への影響については、本省（防衛省防衛政策局）からの回答に一本化することとなったため、 <u>当警備所からの個別の回答は控える。</u>
防衛省（防衛政策局）	• 提示された風車1本ずつの影響を検討するため、 <u>回答には時間を要する。正式な回答は追って連絡する</u> （3/20再連絡。回答には今しばらく時間を要するとのこと。）。

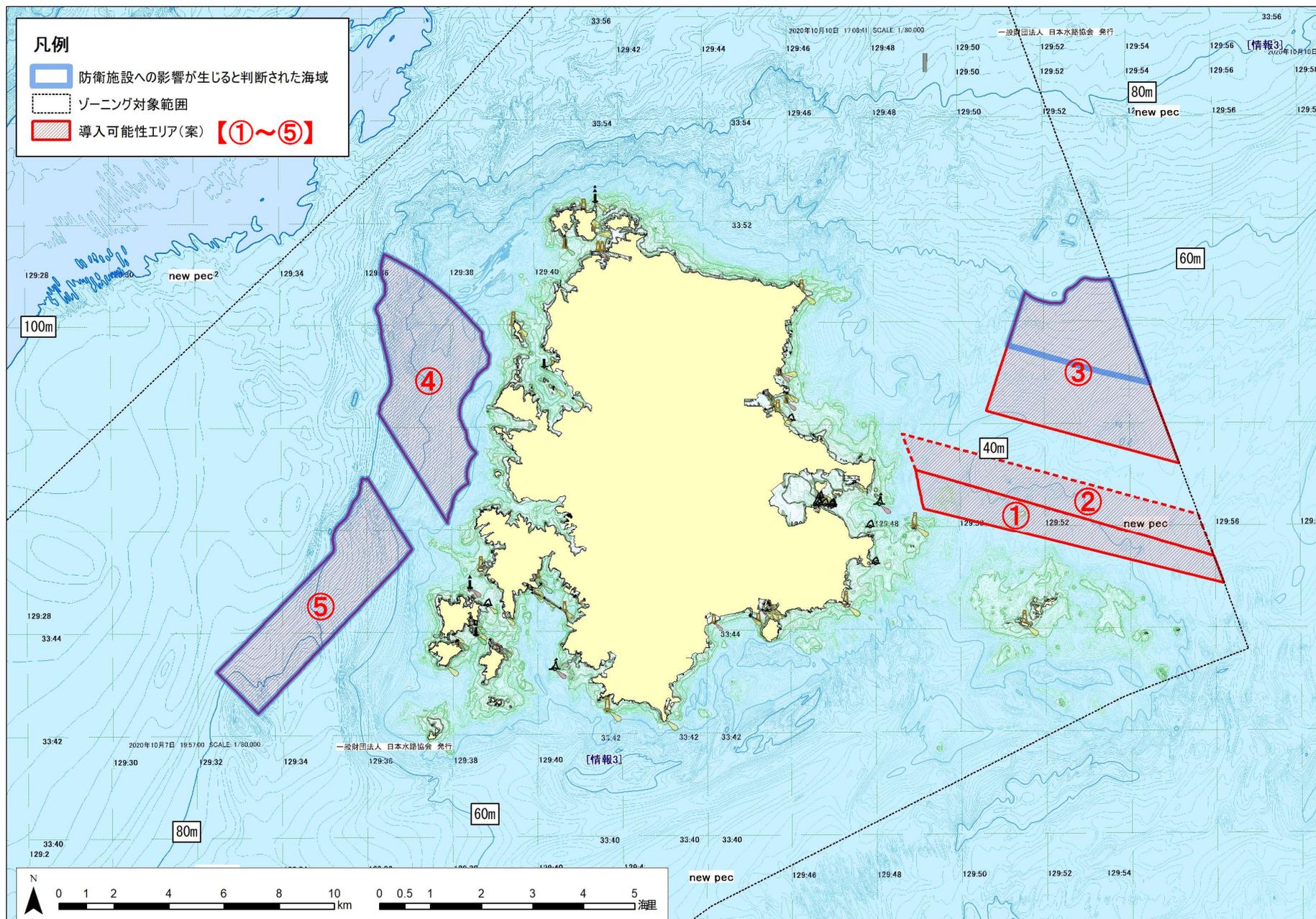
■ 防衛関係機関との個別調整

- 前回（R5年3月）協議会終了後、4月に入って、防衛省から周辺海域への風車の設置に関する防衛施設への影響についての回答が示された。

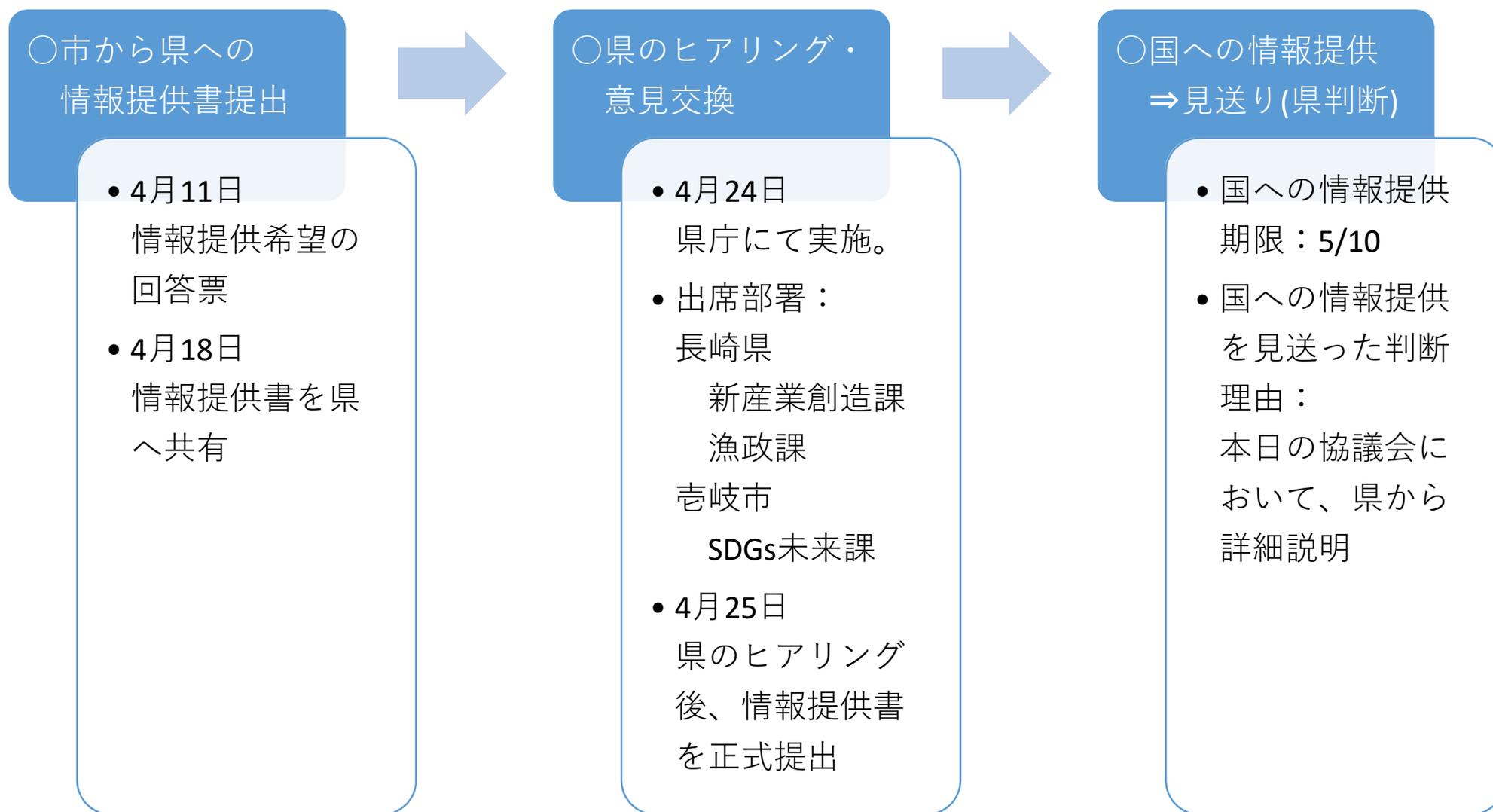
防衛関係機関	ヒアリング結果
防衛省 (防衛政策局)	<ul style="list-style-type: none"> • <u>西側海域（導入可能性エリア④並びに⑤）</u>は、防衛省のレーダーや通信施設が集中しており、高さや間隔を変更しても全域が「<u>影響あり</u>」。 • <u>東側海域のうち、導入可能性エリア①並びに②及び③の下半分</u>は「<u>影響なし</u>」。 ただし、<u>導入可能性エリア③の上半分</u>は、西側海域と同様の理由で「<u>影響あり</u>」。 • 上記は、現在の技術で判断した場合の結果であり、将来の技術開発等で解消される可能性等もある。 • 防衛省としても洋上風力発電との共存は必要であると考えており、今後も引き続き、共存に向けた可能性について、関係自治体とともに検討していきたい。

■ 防衛関係機関との個別調整

- 防衛施設への影響が生じると判断された海域

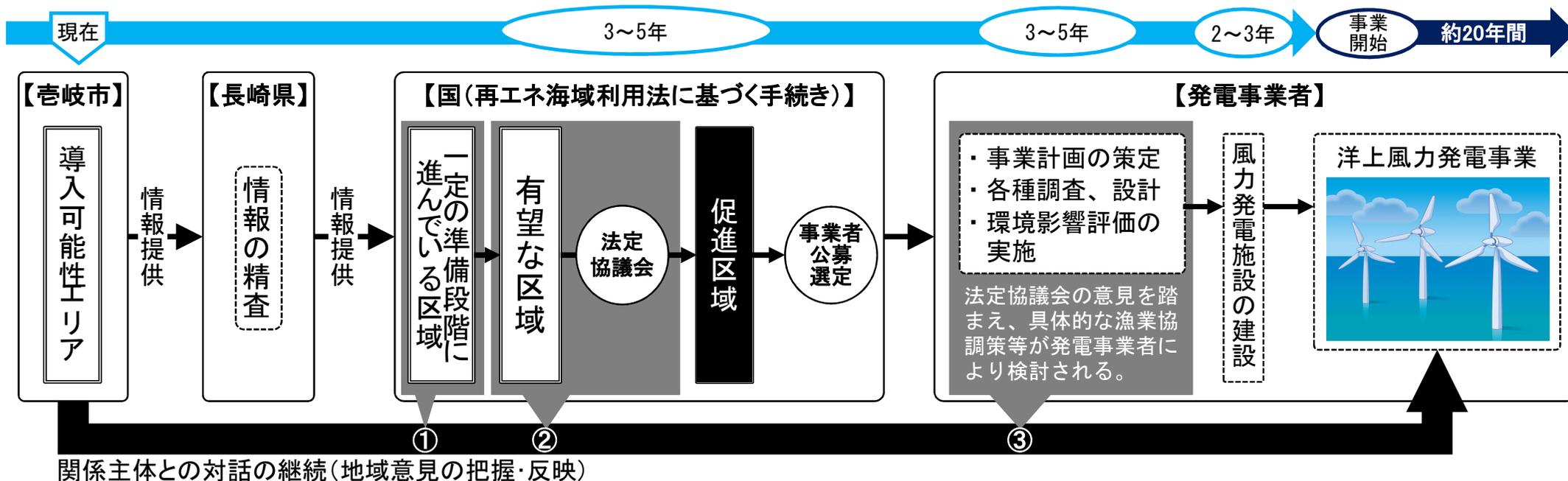


- 県のヒアリングの段階で、国への情報提供を見送る可能性について示唆あり。最終的には、国への提供期限（5/10）までに判断。
- 国への情報提供の判断如何に関わらず、市の情報提供書に関する県の関係部署からの意見等については、壱岐市にも共有。



(参考) 洋上風力発電導入までの流れについて

- 本協議会での承認を受けて、長崎県に情報を提供。
- 長崎県は情報を精査し、国に情報を提供。国は、受け取った情報をもとに再エネ海域利用法に基づく手続きを進める。
- 壱岐市は、関係主体との対話を継続。国や県、市外関係者、発電事業者との協議にて地域の意見を反映させる。



地域意見反映の機会		備考
①	国、県、市外の関係者を含めた協議	<ul style="list-style-type: none"> • エリアに関する具体的な意見の反映。 • エリアの見直しが可能。
②	法定協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 漁業協調等の具体的な条件を調整する。
③	発電事業者との協議	<ul style="list-style-type: none"> • ②の条件を基に発電事業者が具体的な内容を提示。 • 協議により最終的な漁業協調等の内容が確定。

- 各段階ごとに地域意見を反映
- 地域との合意が得られ場合のみ、次の段階に進むことが可能